

## エコマーク商品類型 No.112

### 「文具・事務用品 Version1.16」

#### 認定基準書

- 適用範囲 -

「日本標準商品分類」の「文具、紙製品、事務用具および写真用品」に基づく別表1に定める文具・事務用品。ただし、写真用品は除く。

なお、画用紙類などのうち、原紙、中間加工製品として販売される製品は、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version2」などにおいて対象とする。包装紙、包装袋、封筒については、紙製の最終製品を本商品類型での適用範囲とし、原紙はNo.113「包装用紙 Version2」での適用範囲とする。

また、ハロゲン系の元素を含むポリマー種を使用（表面コーティングを含む）した製品、とじこみ用品以外のダンボール製品、板紙製の封筒および電気用品は適用範囲外とする。

制定日 2004年9月1日  
最新改定日 2012年10月1日  
有効期限 2016年8月31日

(財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version1.16」

(財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 認定基準制定の目的

近年、文具・事務用品において、数多くの環境配慮型商品が生み出されている。文具・事務用品は、子供から大人まで、あらゆる世代の日常生活に密接に関わっているものであり、環境に配慮された文具・事務用品が広く普及することは、身近な環境教育の材料としての役割を担うなど、環境保全上の意義が大きい。また、2002年度にエコマーク事務局が行った「エコマーク商品の消費者モニタリング調査および認知度・信頼性調査」において、エコマーク認定品での購入割合が最も多かった商品の上位に文具・事務用品が占めるなど、消費者の需要度も高い。

これまでエコマーク事業では、商品類型 No.112「紙製の事務用品」、No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」などの認定基準において、多くの環境配慮型文具・事務用品を認定してきた。今後もこれまでも同様、エコマークの対象として積極的に文具・事務用品を扱うが、商品類型はできるだけ機能別に設定すべきとの判断から、前述した文具・事務用品に関連する商品類型の基準項目を統括し、「文具・事務用品」として新たな商品類型を設置することとした。

1998年に制定された商品類型 No.112「紙製の事務用品」は、今回、同商品類型の見直しを機に、商品類型名を「文具・事務用品」と改め、古紙と併せて、木材、プラスチックなども含めたりサイクルの促進を目指すとともに、化管法の施行に伴う化学物質の管理、インクや芯などの消耗部分や包装材の減量および、粘着ラベルなどの粘着部分にも、環境的に配慮した基準を策定することとした。

## 2. 適用範囲

「日本標準商品分類」の「文具、紙製品、事務用具および写真用品」に基づく別表1に定める文具・事務用品。ただし、写真用品は除く。

なお、画用紙類などのうち、原紙、中間加工製品として販売される製品は、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version2」などにおいて対象とする。包装紙、包装袋、封筒については、紙製の最終製品を本商品類型での対象とし、原紙は No.113「包装用紙 Version2」での対象とする。

また、ハロゲン系の元素を含むポリマー種を使用(表面コーティングを含む)した製品、とじこみ用品以外のダンボール製品、板紙製の封筒および電気用品は対象外とする。

## 3. 用語の定義

処方構成成分	製品に特定の機能を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
消耗部分	使用によって消耗する部分（場合によっては交換可能）
粘着部分	主としてラベル、ステッカーなどに用いる感圧接着剤を塗布した面。
機能性事務用品	強度などの機能を維持するために、構造上、紙材・木材・プラスチック材以外の材料（金属など）の割合が高い製品で、別表1（個別事項）に規定するもの。

## 紙材に関する用語

紙	単層漉きの紙。
板紙	多層漉きの紙。
段ボール	波形に成形した中芯原紙の片面または両面に段ボール用ライナを張ったもの。
古紙	市中回収古紙および産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙。
産業古紙	原紙の製造工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場）から発生し、製品として使用されない紙。 ただし、紙製造業に属する事業を行う者（以下「紙製造事業者」という。）の工場又は事業場（以下「工場等」という。）における製紙工程で生じるもの及び紙製造事業者の工場等において加工等を行う場合（当該紙製造事業者が、製品を出荷する前に委託により、他の事業者加工を行わせる場合を含む。）に生じるものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原材料として利用されるものは、古紙としては取り扱わない（平成3年12月24日通商産業省「紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について」より）。
古紙パルプ	使用済みの紙・板紙又は紙・板紙の断裁くずなどを難解処理又は離解・脱インキ処理して得たパルプ
古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ / (バージンパルプ + 古紙パルプ) × 100 (%) で表される。ただし、パルプは含水率10%の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。
損紙	製紙工程で生じるくず紙。損紙には、抄紙機の湿部で出るぬれた損紙と、乾燥部以後及び仕上げ工程から出る乾燥損紙とがある。これは、普通離解して再使用する（JISP0001：紙・板紙及びパルプ用語より）。濡れた損紙をウェットブローク、乾燥した損紙をドライブローク、そのまま系内で原料として使用されるものを回流損紙、一度工場内に保管され原料として使用されるものを仕込み損紙と呼ぶこともある。
白色度	業界で定めるハンター方式、または、ISO白色度（拡散青色光反射率）によって求められるパルプおよび紙の白さの程度。
蛍光増白剤	使用することにより日光のもとで蛍光を発生し、目視では白さが増加する効果を持つような物質。

禁忌品	(財)古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」で禁忌品に規定されるもの。
原紙	製袋、塗布、含浸などの加工を施すために素地となる紙の総称。
塗工用紙	紙の印刷適性を高めるため、白色顔料を1㎡当たり両面で15g前後～40g前後塗布した用紙。

## 木材に関する用語

再・未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材および低位利用木材をいう。
---------	------------------------------------

・間伐材	： 林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。
・廃木材	： 使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
・建設発生木材	： 建築物解体工事、新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。
・低位利用木材	： 林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。小径材については、末口径14cm未満の木材とする。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 なお、小径材については、末口径14cm未満の木材とし、以下のaあるいはbに該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がされている森林（ ）であることの認証を受けているものとする。 a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材 b. 人工林において皆伐、郡状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材 （「持続可能な管理がされている森林」については、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2.0」別表1を参照のこと）

天然林	厳密には人手の加わらない森林であるが、人為の影響を受けた森林でも、天然林化の方向にあり、将来ともその方向を求めていく森林も含めて天然林と呼ぶ。自然林も同じである。
天然生林	天然更新による自然に近い森林で、木材や林産物の供給などのための対象になり、更新補助作業や保育などの行われる森林。
人工林	苗木の植栽が播種などにより人為的に造成された森林。
廃植物繊維	もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。
木質部	木の実質（植物繊維も含む）。
接着剤	製品を製造するに必要な不可欠な接着機能を果たすために添加するもの。また、オーバーレイを施すにあたって、合成樹脂系シートなどを素板と接着させたり、金具・金属などの異なる材料を接着させたりするために添加するものも含む。
添加剤	製品に新しい性質を与えたり、不足している性質を補ったりするために加えるもの。

## プラスチック材に関する用語

再生プラスチック	ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料からなるプラスチック。
----------	-------------------------------------

リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4 1. 環境に関する基準と証明方法

「4 1 1. 共通基準」及び「4 1 2. 材料に関する基準 A~D」のいずれか必要部分を満たすこと。また、消耗部分または粘着部分を持つ製品については、「4 1 1. 共通基準」及び「4 1 2. 材料に関する基準」に加え、「4 1 3. 消耗部分に関する認定基準」または「4 1 4. 粘着部分に関する認定基準」も適用する（各製品の消耗部分の適用部位および基準項目番号については、別表 1 を参照のこと）。

4 1 1	共通基準と証明方法	全製品共通で適用
4 1 2	材料に関する基準と証明方法	製品によって A ~ D のうちから 1 項目選択
4 1 3	消耗部分に関する基準と証明方法	消耗部分を持つ製品（消耗部分が主製品のものも含む）に適用
4 1 4	粘着部分に関する基準と証明方法	粘着部分を持つ製品（剥離紙も粘着部分に含める）に適用

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、商品類型 No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」の認定商品であって、本認定基準で再審査を受ける場合には、該当する基準項目のうち 4-1-2.C(21)の証明の一つである再生材料回収事業者の発行する「原料供給証明書」、ならびに 4-1-2.C(22)~(24)、および 4-2.(37)の証明方法は、付属証明書に必要事項ならびに既認定商品と変更が無い旨を宣言することで証明に代えることができる。

##### 4 1 1. 共通基準と証明方法

- (1) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
  - 1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
  - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
  - 3)記録文書の保管について定めたもの
  - 4)再発防止策(今後の予防策)
  - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

なお、製品を製造する工場に化管法の適用があり、対象となる物質（第一種指定化学物質）が法律で届出義務を定めた規定量以上、工場で使用している場合は、物質ごとの排出量および移動量を記載した製品を製造する工場長の発行する証明書もしくは届出書の写しを提出すること。

- (2) 製品は使用後、異種材料間（紙、木、プラスチック、金属、ガラスなど）の分別が可能なものであること。

**【証明方法】**

異種材料間の分別方法について記載した製品の設計書もしくは説明書を提出すること。また、それぞれの材料について重量割合を付属証明書に記載すること。なお、手帳の場合は、製品サンプルを提出すること。

封筒の窓部に再生プラスチックフィルムを使用する場合は、「窓部に再生プラスチックを %使用し、分別が可能な構造である」ことを封筒本体に説明した設計書と製品サンプルを提出すること。封筒の窓部にグラシンペーパーを使用する場合は、「窓部にグラシンペーパーを使用し、古紙としてリサイクルできる」ことを封筒本体に説明した設計書と製品サンプルを提出すること。

- (3) 製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さに配慮されていること。また、製品および製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。なお、製品の包装とは、最終消費者に対する 1 販売単位をさす。

**【証明方法】**

製品の包装材料とその原材料を具体的に記載すること（図・写真などを用いて補足してもよい。）また、製品および製品の包装に使用されるプラスチック材料に、ハロゲンを含む有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないことを、付属証明書に記入すること。

#### 4 1 2 . 材料に関する基準と証明方法

製品を構成する主材料として、紙材、木材、プラスチック材のどれか一つを製品全体重量の 70%以上（別表 1 に定める機能性事務用品の場合は 50%以上、主材料がプラスチック材でポストコンシューマ材料を使用している場合は 60%以上）使用しているものについては、該当する以下 A～C のどれか一つを選択し、適用する。また、それ以外の製品については D を適用する。

なお、消耗部分、粘着部分、とじこみ用品のとじ具・とじ針、手提げ袋の取っ手、封筒の窓部（グラシンペーパーまたは封筒本体と分別可能な構造で再生プラスチック重量割合 40%以上のフィルム）、およびノートなどのクロス・とじ糸・リングなどの製本部品、樹脂製部品は、製品全体重量のカウント対象から除くことができるものとし、その場合には、材料に関する基準を適用しない。

##### A . 紙を主材料とする製品

(4) 原料として使用した古紙パルプの合計重量が製品全体の重量割合で 70%以上であること。

なお、包装袋にあっては、古紙パルプの合計重量が製品全体の重量比で 30%以上、包装紙・封筒にあっては 40%以上、慶弔用品（慶弔袋、金封など）・アルバム・学用紙製品（ノート類を除く画用紙類、折り紙など）・機能性事務用品にあっては 50%以上であること。

##### 【証明方法】

製品総重量、紙材料重量および紙以外の材料が製品に占める割合（重量割合）を付属証明書の記入表 A-112 に明記し、紙材料が製品全体の 70%以上である証明をすること。

また、製紙事業者の発行する、以下の項目 を含んだ古紙パルプ配合率（最低限保証される具体的な数値）を示す紙質証明書を提出すること。

製造工場における管理の徹底（技術標準書（品質規格書）にエコマーク製品への供給原紙の古紙パルプ配合率を明記するなど）

製造工場におけるエコマーク製品への供給原紙の製造又は品質管理の担当者（以下、「管理担当者」という。）名の明記

さらに、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」（2008 年 4 月 2 日 日本製紙連合会）又はこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査の結果に係る書類等の工場における古紙パルプ配合率の管理・確認方法の内容が分かる資料を提出すること。ただし、エコマーク認定用紙を使用する場合は、当該用紙の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、証明に代えることができるものとする。

なお、封筒の窓部に再生プラスチックフィルムを使用する場合は、C.プラスチックを主材料とする製品の基準項目(21)(23)に定められた証明書を提出すること。

- (5) 紙および板紙にあっては、塗工量が片面で  $17\text{g}/\text{m}^2$ 以下、両面で  $30\text{g}/\text{m}^2$ 以下であること。

**【証明方法】**

塗工量の証明書を提出すること。なお、証明書には、片面および両面それぞれの塗工量の具体的な数値をそれぞれ記載するものとする。

- (6) バージンパルプ（間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く）が使用される場合、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。

**【証明方法】**

林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認\*した材料が、申込者もしくは製紙事業者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者もしくは製紙事業者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書

事業者認定（関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等）を受けていることの証明書

合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法（合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。）証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者もしくは製紙事業者は、 にあっては関係団体の定める管理規範を、 にあっては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをインターネットなどにより公表しなければならない。

\* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

- (7) 非塗工の紙を使用する白色のノート類、けい紙および起案用紙においては、白色度が70%程度以下であること。

**【証明方法】**

製紙事業者の発行する業界で定めるハンター方式、または ISO 白色度（拡散青色光反射率）による白色度試験結果および試験方法を提出すること。なお、試験結果には白色度の具体的な数値を記載するものとする。また、本基準は、JIS に基づき白色または白色に近い紙および板紙に適用する。

- (8) 紙材料に使用する印刷インキについては、以下のa.またはb.に適合すること。



- a) エコマーク商品類型No.102「印刷インキVersion2.0」対象の印刷インキは、当該認定基準を満たしていること（エコマーク認定の印刷インキでなくてもよい）。ただし、No.102「オフセット印刷インキ」認定の印刷インキについても、本項目に適合するものとして扱う。
- b) 上記a.以外の印刷インキは、エコマーク商品類型No.102「印刷インキVersion2.0」の「4-1.環境に関する共通認定基準」の(1)(2)(6)、および「4-2.環境に関する個別認定基準」の(10)で定められた基準をすべて満たしていること。

**【証明方法】**

エコマーク商品類型 No.102「印刷インキ Version2.0」の「5. 認定基準への適合の証明方法」に従うこと。なお、No.102「4. 2. 環境に関する個別認定基準」(10)の証明については、リサイクルにおける脱墨上の問題がないことを示す試験結果を提出すること。ただし、エコマーク認定の印刷インキを使用する場合は、当該印刷インキの「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

なお、認定基準4.1.2.A(8)a)およびb)において、エコマーク申込時点で使用する印刷インキの銘柄を特定できない場合、インキ製造事業者の発行する上記要件を満たす印刷インキリスト、上記要件を満たす旨の証明書を提出すること。申込書に示す印刷インキを使用する旨の誓約を明記すること。

- (9) パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと（ただし、2005年8月31日まで本項目は適用しない。）

**【証明方法】**

製紙事業者の発行する証明書を提出すること。

- (10) 紙の着色工程において使用するアゾ着色剤に関しては、1つ以上のアゾ基の還元分解によって、別表2のアミンの1つ以上を生成する可能性のあるアゾ着色剤（染料または顔料）を使用しないこと。または、使用のある場合は、別表2に記載されたアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないこと。

**【証明方法】**

該当物質の使用の有無を記載した製紙事業者の発行する証明書を提出すること。また、使用のある場合は、別表2に記載されたアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないことについて製紙事業者の発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

製品1kg当たり30mgを超えた該当アゾ着色剤の添加がないことの証明書  
計算上、すべての可能性において、別表2のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないことを示す証明書

ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験法集成で定められた分析方法により別表2のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないことを示す証明書

- (11) 蛍光増白剤は、処方構成成分として必要最小限の添加にとどめていること。

**【証明方法】**

蛍光増白剤の使用の有無を記載した製紙事業者の発行する証明書を提出すること。  
また、使用のある場合は蛍光増白剤の使用量を証明書に記載すること。

- (12) 紙材料は、(財)古紙再生促進センターで定める禁忌品を含んでいないこと。ただし、長期保存を目的としたとじこみ用品およびアルバムの表紙加工は除く。

**【証明方法】**

エコマーク商品認定・使用申込書に具体的に説明記述すること。

**B. 木を主材料とする製品**

- (13) 原料として使用した再利用木材および廃植物繊維の合計重量が、製品全体の重量割合で70%以上(別表1に定める機能性事務用品の場合は、50%以上)であること。

なお、低位利用木材のうち小径材において、a あるいは b に該当する場合の森林認証については、エコマーク商品類型 No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2.0」別表1を満たしているものであること。

また、商品類型 No.111「木材などを使用したボード Version2.0」で認定されたボードを原料として使用することも認める。

(注) 重量割合とは、気乾状態(\*1)または  $20 \pm 2$ 、湿度  $65 \pm 5\%$  で恒量(\*2)に達した時点での製品または各材料の重量比率を指す。

\*1：通風のよい室内に7日間以上放置したものをいう。

\*2：24時間ごとの質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。

\*1については、製材・丸太を使用の場合には適用しない。ただし、国内外の公的な乾燥材含水率基準のうち含水率15%以下の含水率基準に相当している木材を使用している場合は適用できる。

**【証明方法】**

申込者による、製品総重量および金具・金属などの付加された部分が製品に占める割合(重量割合)を明記した証明書を提出すること。また、原料事業者の発行する、原料が再・未利用木材および廃植物繊維であることの証明書を提出すること。ただし、原料事業者が多数の場合、原料事業者一覧表および原料取引量上位10社の証明書を提出すること。

原料に間伐材を使用する場合は、原産地、樹種、数量、植栽年を記載した原産地証明書と対象となる林分の写真(間伐が行われたことがわかるもの)を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。

- 森林の種類(天然生林、人工林など)、原産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。

- どのような状況(病虫獣害・災害を受けたとか曲がり材あるいは小径材であるかなど)で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。

また、原料に竹を使用する場合は、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であ

ることを説明すること。商品類型 No.111「木材などを使用したボード Version2.0」の認定商品を使用した製品にあっては、当該製品の「商品名」および「認定基準」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

- (14) 建設発生木材のうち、建築解体木材（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料）を原料として使用する製品にあっては、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。製品中の有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則に定める別表第3（平成14年12月26日環境省令第29号）に挙げられた六価クロムおよびヒ素の要件を満たすこと。

**【証明方法】**

建築解体木材を分別していること、あるいは建築解体木材の使用のないことの証明書（作業マニュアル、工程フローなど）を提出すること。また、建築解体木材を使用の場合は、第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果を提出すること。

- (15) 木材および木質材料に、再・未利用木材以外の木材が使用される場合にあっては、原料として使用される原木が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。

**【証明方法】**

林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認<sup>\*</sup>した材料が、申込者もしくは材料供給者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者もしくは材料供給者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書

事業者認定（関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等）を受けていることの証明書

合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法（合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。）証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者もしくは材料供給者は、 にあっては関係団体の定める管理規範を、 にあっては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをインターネットなどにより公表しなければならない。

<sup>\*</sup> 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

- (16) 接着剤、添加剤を使用した製品および化粧加工を施した製品にあっては、それらの処方構成成分および重量割合を報告すること。

**【証明方法】**

処方構成成分および重量割合を付属証明書に記入すること。また当該物質の添加の

有無記載リストを提出すること。

- (17) 製品は、木材保存剤（木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤および木材防かび剤）を処方構成成分として使用していないこと。

**【証明方法】**

当該物質の使用の有無記載リストを提出すること。

- (18) 製品出荷時にトルエンおよびキシレンの放散が検出されないこと。「放散が検出されない」とは JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法 - 小型チェンバー法」にしたがって測定した定量下限値以下とする。

**【証明方法】**

処方構成成分として、トルエン・キシレンの添加の有無を付属証明書に記載すること。トルエン・キシレンを処方構成成分として添加している場合は、当該製品または使用されている各々の木質材料、接着剤および塗料のそれぞれについて、JIS A 1901に定める試験結果を提出すること。なお、トルエン・キシレンを処方構成成分として添加していない場合は、試験を行う必要はない。

- (19) 製品に塗料を使用する場合は、エコマーク商品類型 No126「塗料 Version1.0」「4-1. 環境に関する共通認定基準」第(1)項から第(4)項の化学物質のうち重金属および重金属化合物の基準（別表3「4 1 2 B(19)」に規定する化学物質リスト）に適合していること。

**【証明方法】**

エコマークの商品類型 No.126「塗料 Version1.0」の認定基準への適合証明方法にしたがうこと。（自社による試験結果を用いて証明しても良い。）ただし、エコマーク認定の塗料を使用する場合は、当該塗料の「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができる。

- (20) 接着剤、塗料を使用した製品にあっては、材料あるいは製品がホルムアルデヒドの放散について、以下 a) b) c) のいずれか一つに該当すること。
- a) JIS規格またはJAS規格によるF 等級に相当していること。
  - b) JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法 - デシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値:0.3mg/l 以下、最大値:0.4mg/l 以下であること。
  - c) JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法 - 小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が  $5 \mu\text{g}/(\text{m}^2 \cdot \text{h})$  以下であること。

**【証明方法】**

材料あるいは製品における接着剤、塗料の使用の有無を付属証明書に記載すること。なお、接着剤、塗料の使用のある場合は、該当する a) b) c) から一つを選び、以下の方法を用いて証明すること。

a) に該当する場合は、JIS 規格または JAS 規格による F 等級の表示が認められたことを証明する書類またはその写しを提出すること。また、b)、c) に該当する場合は、JIS A 1460 あるいは JIS A 1901 に定める方法による測定結果が、基準値を満たすことを示した、第三者機関もしくは自社による試験結果を提出すること。

### C. プラスチックを主材料とする製品

(21) 原料として使用した再生プラスチックの合計重量が、製品全体の重量割合で 70% 以上であること。ただし、原料ポリマーとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの重量割合が、60% 以上を満たすことでも良い。また、透明 OHP フィルム類（厚さ 150 ミクロン以下）については、再生プラスチックの重量割合が 30% 以上、粘着テープ（布粘着）については、テープ基材（ラミネート層を除く）の再生プラスチックの重量割合が 40% 以上、別表 1 に定める機能性事務用品は、再生プラスチックの重量割合が 50% 以上であること。なお、製品が「テープ印字機等用カセット」の場合は、上記もしくは基準項目(26)を満たすこと。

#### 【証明方法】

再生材料については、製品総重量、プラスチック材料重量、プラスチック以外の材料が製品に占める割合（重量割合）を明記し、プラスチック材料が製品全体の 70% 以上である証明をすること。また、再生材料回収事業者の発行する原料供給証明書、申込者による再生プラスチックの重量割合の証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程証明を提出すること。

(22) 代替フロン（HCFCs）の使用のないこと。

#### 【証明方法】

代替フロン（HCFCs）の使用のないことを示す、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

(23) 製品は法令および業界自主基準等で定められている重金属などの有害物質を含まないこと。

#### 【証明方法】

製品（全ての添加剤・色材を含む）に該当する有害物質が含まれないことを示す、第三者機関もしくは自社などによる試験結果を提出すること。製品の有害物質については、88/378/EEC EN71 3 などに定める有害物質の要件を満たすこと。

なお、再生材料についてのみ上記試験を行った場合は、上記試験結果に加え、新たに処方したプラスチック添加物およびプラスチック色材やバージン材料について、それぞれ以下の条件を満たす原材料供給者および成型加工事業者の発行する証明書を提出すること。

プラスチック添加物として、ポリオレフィン等衛生協議会などの各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従っていること。

プラスチック色材として、重金属類の含有量および溶出量についてポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。

また、すべての原材料（再生材料も含む）について、処方したプラスチック添加剤お

よびプラスチック色材が全て明らかな場合は、回収される前のバージン材料まで遡った原材料供給者および成型加工事業者すべてにおける証明書類でも可とする。

- (24) 製品は国連環境計画でリストアップされている残留性有機化学物質(別表4:POPs)を処方構成成分として使用のないこと。

**【証明方法】**

製品に該当する化学物質を処方構成成分として加えていないことを示す、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

- (25) 製品にはリサイクルし易いように表示がなされていること。製品へのリサイクルの表示は、樹脂部に、またはステッカーなどで、使用合成樹脂の種類を表示すること。なお、本項目は、表示スペースの小さいとじこみ用品のとじ具および消耗部分については適用しない。合成樹脂の種類表示は JIS K6899 または ISO 1043-1 の記号を用い、先頭に " R- " を付す。

複数種の使用の場合は、" R-PE, PP, PS " のように併記する。ただし、3種類以上の場合には、" R-PE, PP 他 " のように多いものから順に2つを表示し、3番目以降は省略する事もできる。

基本的には上記表示方法に従うが、他の法令などにより材質表示が義務付けられる製品にあっては、その表示で替えることができる。

なお、製品が「テープ印字機等用カセット」であって、基準項目(26)に該当する場合は、樹脂種類の表示の先頭に " R- " を付さなくて良い。

**【証明方法】**

製品の表示部分が確認できる写真などまたは表示の設計書を提出すること。

- (26) 製品が「テープ印字機等用カセット」であって、基準項目(21)に該当しない場合は、以下 a) ~ d) の要件を満たすこと。
- a) テープ印字機等に使用される印字のためのカセットであって、使用済「テープ印字機等用カセット」にテープ部分(リボンも含む)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できるものであることが、包装または同梱される印刷物または取扱説明書のいずれかに表記されていること。
  - b) 通常の使用条件により、5回以上の繰り返し使用が可能であること。
  - c) 工場で再充填される製品については、使用済「テープ印字機等用カセット」の回収システムがあること。
  - d) 工場で再充填される製品については、回収した「テープ印字機等用カセット」部品の再資源化率が製品全体重量(インクを除く)の95%以上であること。(再資源化率とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量または回収したカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元またはコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。)回収した「テープ印字機等用カセット」部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。

## 【証明方法】

- a) 消耗部品が再充填可能または詰替え可能なことを記載した取扱説明書または製品ラベルを提出すること。
- b) 通常の使用条件により、5回以上使用したことの実績もしくは、5回以上の使用が可能であることを説明した文書を提出すること。
- c) 「テープ印字機等用カセット」の回収システムの説明を明記した証明書を提出すること。
- d) 再資源化率、再資源の内容およびその内訳について説明すること。

## D. 「A」、「B」および「C」に含まれない製品

「A」、「B」および「C」に含まれない製品については、以下の基準項目(27)～(29)のいずれか一つを満たすこと。

- (27) 原料として、「古紙パルプ」、「再・未利用木材または廃植物繊維」および「再生プラスチック」の合計重量が、製品全体の重量割合で70%以上（別表1に定める消しゴム、プラスチック字消し及び機能性事務用品の場合は50%以上）であること。また、ステープラについては、再生プラスチックの合計重量がプラスチック重量の70%以上、鍵かけ（フックを含む。扉なしタイプ）については、再生プラスチックの合計重量がプラスチック重量の40%以上であること。なお、消しゴム、プラスチック字消しの場合は、上記再生材料に合せて、廃棄された卵の殻などの再生材料の使用も認める。消しゴム、プラスチック字消しに使用する巻紙（スリーブ）部分は、古紙パルプ配合率50%以上とし、認定基準 4 1 2 A(6)を満たすこと。また、消しゴム、プラスチック字消しに使用するプラスチック製ケース部分は、認定基準 4 1 2 C(21)～(25)を満たすこと。

紙材の使用部分については認定基準 4 1 2 A(5)～(12)、木材の使用部分については認定基準 4 1 2 B(14)～(20)および、プラスチックの使用部分については認定基準 4 1 2 C(22)～(25)を満たすこと。

## 【証明方法】

製品総重量、再生材料の合計重量および再生材料が製品に占める割合（重量割合）を明記し、証明すること。また、各材料の証明方法については、4-1-2-A～Cの該当部分それぞれに従うこと。なお、再生材料に卵の殻を使用した場合には、4-1-2-D(28)の要件も満たすこと。

- (28) 原料として、廃棄された卵の殻などの再生材料を使用した白墨・色白墨の場合は、再生材料を製品全体の重量割合で60%以上、使用していること。また、原料として、廃棄された卵の殻などの再生材料を使用したグラウンド用白線の場合は、再生材料を製品全体の重量割合で70%以上、使用していること。なお、グラウンド用白線については、グラウンドで使用する製品に限定する。

## 【証明方法】

廃棄された卵の殻などについては、原料事業者の発行する原料供給証明書および、申込者による再生材料の重量割合の証明書を提出すること。また、「グラウンド用白

線」については、グラウンドで使用する製品であることが記載された包装袋の写真などを提出すること。

- (29) ダストブロワー（本体）については、オゾン層を破壊する物質、ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）及び可燃性が高い物質（一般高圧ガス保安規則第一章第二条一項に定められている物質）が使用されていないこと。

**【証明方法】**

ガスの使用物質名を付属証明書に記載の上、使用物質に関する製品安全データシート（MSDS）を提出すること。

#### 4 1 3 . 消耗部分に関する基準と証明方法

消耗部分を持つ製品については、(30)～(32)の基準項目のうち、別表1「文具の対象表」消耗部分の「適用する基準項目番号」に示す項目を満たすこと。なお、「テープ印字機等用カセット」については、基準項目(33)を満たすこと。

- (30) 消耗部分が再充填可能または詰替え可能な設計となっているものについては、充填剤または詰替え品（交換部品も含む）が入手可能なこと。また、製品や包装、取扱説明書、パンフレット等に再充填可能であることが示されていること。ただし、シャープペンシルの替芯など詰替え使用が一般的に認知されている製品については、適用しない。

なお、再充填可能または詰替え可能な部分全体を、消耗部分の重量とする。再充填または補充ができない製品については、インクなど消耗する材料のみを消耗部分の重量とする。（「添付図1」参照のこと）

**【証明方法】**

消耗部分が再充填可能または詰替え可能なことを記載した取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットを提出すること。

- (31) 有害物質について、アンチモンが 60mg / kg 以下、ヒ素が 25mg / kg 以下、バリウムが 1,000mg / kg 以下、カドミウムが 75mg / kg 以下、クロムが 60mg / kg 以下、鉛が 90mg / kg 以下、水銀が 60mg / kg 以下及びセレンが 500mg / kg 以下とする。

**【証明方法】**

第三者試験機関、公的機関または自社などにより実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。該当する JIS において、これらの有害物質についての試験を行っている場合は、品質基準の証明によって代用できるものとする。試験方法については、88 / 378 / EEC EN71 3 または同等の方法で良いものとする。

- (32) 有機溶剤には、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）に規定する第 1 種有機溶剤等及びその他の有機溶剤（その他の有機溶剤とは、クロロベンゼン、ニトロベンゼン、ホルムアミド、N,N-ジメチルホルムアミド、トルエン、メタノール及び酢酸エチルをいう）を使用してはならない。



## 【証明方法】

製品に該当する有機溶剤を使用していないことを示す、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

(33) 「テープ印字機等用カセット」については、テープ部分やインクリボン部分に関する以下 a) ~ c) の要件を満たすこと。

a) テープ部分やインクリボン部分の重金属に関しては、鉛、水銀、六価クロム、カドミウムおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

b) テープ部分やインクリボン部分のアゾ着色剤に関しては、1 つ以上のアゾ基の分解(ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験法集成による)によって、別表 2 のアミンを生成するアゾ着色剤(染料または顔料)を使用しないこと。

c) テープ部分やインクリボン部分に関するその他の危険物質については以下の ~ の各物質が処方構成成分として添加されていないこと。

. EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 I により次の R 番号の表示が義務付けられている物質。

- ・ R40(発がん性の限定的な証拠がある)
- ・ R45(発がん性がある)
- ・ R46(遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある)
- ・ R49(吸入すると発がん性がある)
- ・ R60(生殖能力に危害を与える可能性がある)
- ・ R61(胎児に危害を与える可能性がある)
- ・ R62(場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある)
- ・ R63(場合によっては胎児に危害を与える可能性がある)
- ・ R68(不可逆的な危害の可能性がある)

. EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 により、定められた危険シンボルを製品全体として表示する必要性を生じさせる物質 。

. EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 により、定められた R 43(皮膚接触すると炎症を引き起こす可能性がある)を製品全体として表示する必要性を生じさせる物質。

## 【証明方法】

該当物質の使用・添加の有無を記載した証明書(記入例 13)を提出すること。

## 4 1 4 . 粘着部分に関する基準と証明方法

粘着部分を持つ製品については、(34) ~ (36)の基準項目のうち、別表 1 「文具の対象表」粘着部分の「適用する基準項目番号」に示す項目を満たすこと。(「添付図 2」参照のこと)

- (34) 粘着剤は、水に溶解し、古紙リサイクルの阻害にならないこと。ただし、本基準項目については、基材が紙を材料とする製品についてのみ適用する。

**【証明方法】**

全離解型粘着剤もしくは、水溶性または水分散性の粘着剤が使用されており、古紙リサイクルの阻害にならないことの説明を付属証明書に記入すること。

- (35) 粘着剤の有害物質について、アンチモンが 60mg / kg 以下、ヒ素が 25mg / kg 以下、バリウムが 1,000mg / kg 以下、カドミウムが 75mg / kg 以下、クロムが 60mg / kg 以下、鉛が 90mg / kg 以下、水銀が 60mg / kg 以下及びセレンが 500mg / kg 以下とする。

**【証明方法】**

第三者試験機関、公的機関または自社などにより実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。

- (36) 剥離紙は、以下 a) b) c) のいずれか一つに該当すること。

- a) (財)古紙再生促進センター・(社)日本印刷産業連合会で定める「リサイクル対応型剥離紙」であること。  
 b) 古紙パルプを重量割合で 70%以上使用していること。  
 c) 再生プラスチックを重量割合で 70%以上使用していること。

**【証明方法】**

該当する a) b) c) それぞれの証明方法に従うこと。

- a) 剥離紙を製造する製紙事業者の発行する「リサイクル対応型剥離紙」であることの証明書もしくは、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。  
 b) 製紙事業者の発行する古紙パルプ配合率が、70%以上であることの証明書を提出すること。  
 c) 原料事業者の発行する原料供給証明書および、申込者による再生プラスチックの重量割合の証明書を提出すること。

#### 4 2. 品質に関する基準と証明方法

- (37) 品質および安全性については、該当する日本工業規格などの品質基準に適合していること。

**【証明方法】**

日本工業規格などの品質規格(寸法も含む)に基づく試験結果または JIS 認定工場の写しを提出すること。もしくは自社規格に基づく試験結果を提出すること(該当する製品 JIS 規格の有無は問わない。 )。

- (38) 抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。

**【証明方法】**

また、抗菌剤を使用する場合には、製品として一般社団法人抗菌製品技術協議会の

SIAA マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

## 5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分は、別表 1 の「申込区分」毎で、かつ、材料区分 A～D 別にブランド名（商品名）毎とする。ただし、色調、大小による区分は行わない。なお、商品区分は、同一申込とすることのできる商品の範囲を指す。
- (2) エコマーク既認定の印刷前の封筒や名刺を使用して、に、エコマークを当該商品（事務用品）一枚ずつに印刷・表示する場合には、例えば「 %古紙配合事務用品」、「この はエコマークの認定を受けた古紙配合事務用品です」など、その他これに類する表現を必ず併記し、印刷・複写などされた内容とエコマークが無関係である旨がわかるようにすること。
- (3) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示（A タイプの表示）とする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011 年 3 月 1 日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（B タイプの表示）を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

環境情報表示は、矩形枠で囲んだものとし、製品を構成する主材料に合わせて以下のとおりに記載すること。エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第 7 条」に従い、使用すること。

### A. 紙を主材料とする製品

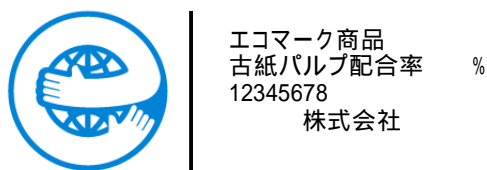
「古紙パルプ配合率 %」もしくは「古紙パルプ配合率 %以上」と記載すること。なお %には、製品全体に占める古紙パルプの重量割合を記載するものとする（小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める古紙パルプの重量割合の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。なお、 %は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。）。白色度が適用されるノート類、けい紙および起案用紙にあつては、1 段目に「古紙パルプ配合率 %」もしくは「古紙パルプ配合率 %以上」を記載し、さらに 2 段目に「白色度（中紙） %」もしくは「白色度（中紙） %以下」と記載してもよい。以下に一例を示す。

なお、商品類型 No.112「紙製の事務用品」（1998 年 8 月 3 日制定）および No.113「包装用の用紙」（1998 年 8 月 3 日制定）の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおりのマーク下段表示「古紙の利用・ %」を記載することも可とする。また 2005 年 4 月 1 日以降に使用契約を締結する既認定商品に限っては、認定番号についても、これまでどおりの番号を記載することも可とする。

## [A タイプの表示例]



## [B タイプの表示例]

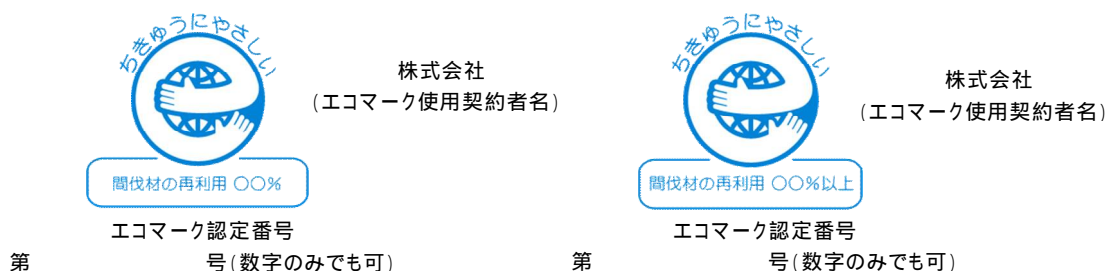


## B. 木を主材料とする製品

「××の再利用 %」もしくは「××の再利用 %以上」と記載すること。なお %には、製品全体に占める「再利用木材および廃植物繊維」の重量割合を記載するものとする(小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める再・未利用木材、廃植物繊維の重量割合の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること)。なお、××には、材料に使用した「再利用木材および廃植物繊維」(「3.用語の定義 木材に関する用語」を参照のこと)の中から該当するものを記載すること。なお、%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。以下に一例(「間伐材」を使用した場合)を示す。

なお、商品類型 No.115「廃木材・間伐材・小径材などを利用した木製品」(1999年9月1日制定)の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示を記載することも可とする。また2005年4月1日以降に使用契約を締結する既認定商品に限っては、認定番号についても、これまでどおりの番号を記載することも可とする。

## [A タイプの表示例]



## [B タイプの表示例]

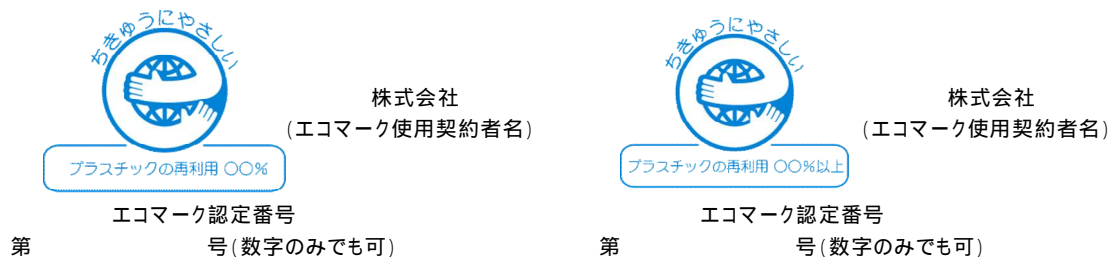


## C. プラスチックを主材料とする製品

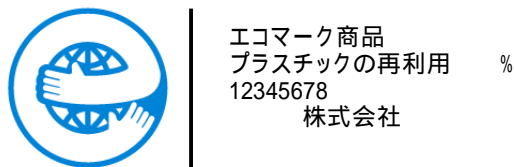
「プラスチックの再利用 %」もしくは「プラスチックの再利用 %以上」と記載すること。なお %には、製品全体に占める再生プラスチック重量割合を記載するものとする（小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める再生プラスチックの重量割合の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。）。なお、%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。以下に一例を示す。

なお、商品類型 No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」(2000年5月10日制定)の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示を記載することも可とする。また2005年4月1日以降に使用契約を締結する既認定商品に限っては、認定番号についても、これまでどおりの番号を記載することも可とする。

## [A タイプの表示例]



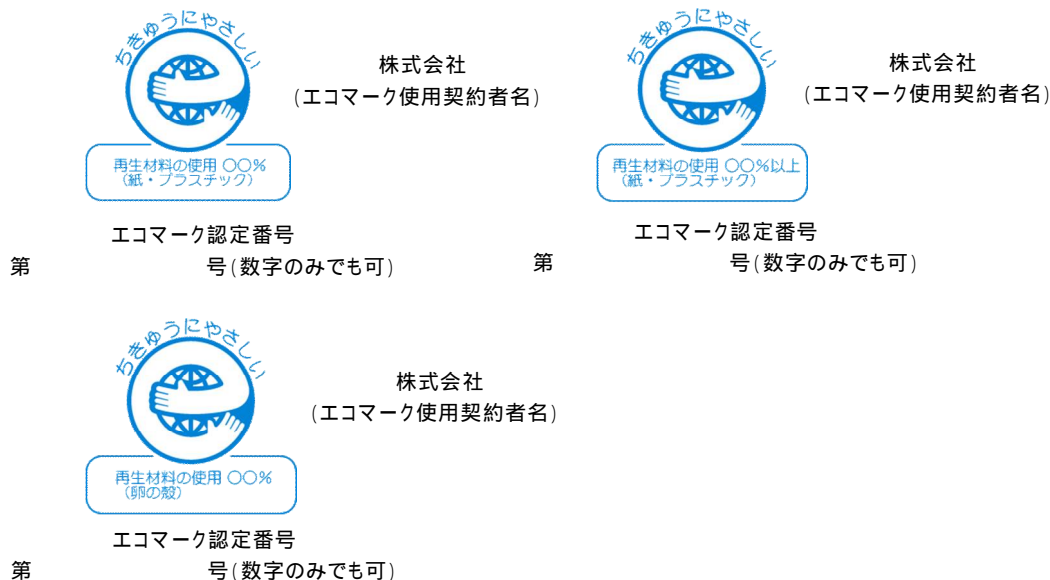
## [B タイプの表示例]

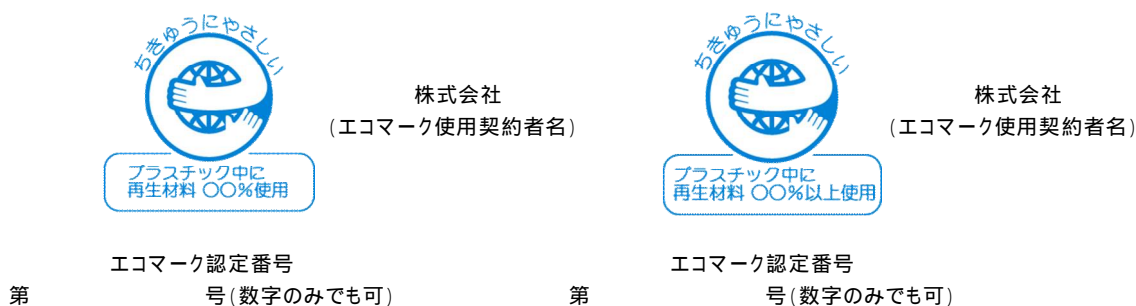


## D. 「A」、「B」および「C」に含まれない製品

一段目に「再生材料の使用 %」もしくは「再生材料の使用 %以上」、二段目には使用した再生材料として「紙」・「木」・「プラスチック」のうちから「再生材料の名称（3種類の場合、多い順に上位2種まで。「卵の殻」などを使用した白墨の場合は、1種で良い。）」を記載すること。なお %は製品全体に占める再生材料の合計の数値を記載すること（小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める再生材料の合計の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。）。ステープラ・鍵かけ（フックを含む。扉なしタイプ）については、一段目に「プラスチック中に」、二段目に「再生材料 %使用」もしくは「再生材料 %以上使用」とし、プラスチック重量における再生プラスチックの重量割合を記載すること。ダストブロワーについては、「フロン類不使用」と記載すること。なお、%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。以下に一例（「紙」「プラスチック」を使用した場合、「卵の殻」を使用した場合）を示す。

## [A タイプの表示例]





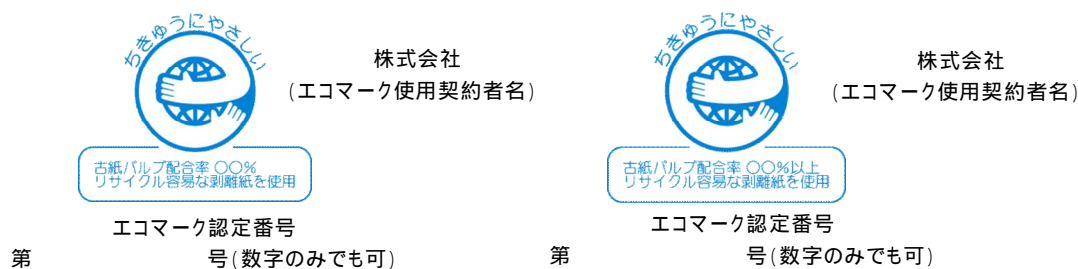
[B タイプの表示例]



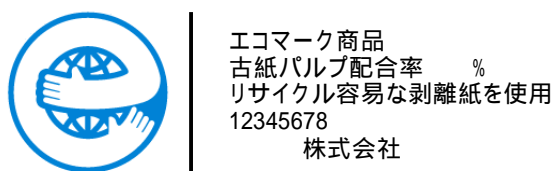
E. 「リサイクル対応型剥離紙」を使用した製品

「4 1 4 . 粘着部分に関する基準 (33)」の (a) に該当する商品については、1 段目の「古紙パルプ配合率 %」もしくは「古紙パルプ配合率 %以上」に併せて、2 段目に「リサイクル容易な剥離紙を使用」と記載すること。なお、%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。以下に一例を示す。

[A タイプの表示例]



[B タイプの表示例]



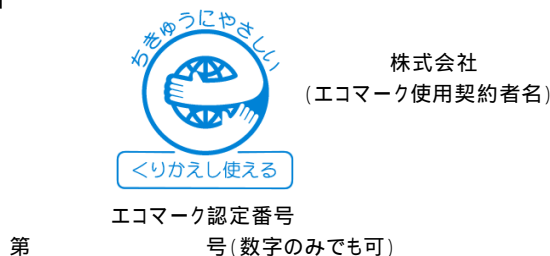
F. 「4 1 2 . C.(26)」に該当する「テープ印字機等用カセット」の場合

「4 1 2 . C.(26)」に該当する「テープ印字機等用カセット」については、「く

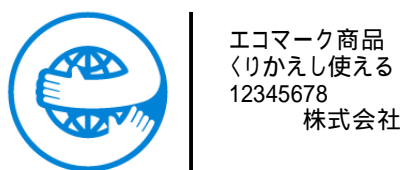
りかえし使える」と記載すること。以下に一例を示す。

なお、商品類型 No.54「詰め替え式のインクカセット、カセットリボン」(1992年12月11日制定)の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示を記載することも可とする。また2005年4月1日以降に使用契約を締結する既認定商品に限っては、認定番号についても、これまでどおりの番号を記載することも可とする。

#### [A タイプの表示例]



#### [B タイプの表示例]



- 2004年9月1日 制定 (Version1.0)
- 2005年2月23日 改定 (印刷インキの証明方法、合成樹脂の種類表示など Version1.1)
- 2005年5月13日 改定 (消しゴムなどの再生材料の重量割合、追加 Version1.2)
- 2005年7月14日 改定 (機能性事務用品の再生材料の重量割合など Version1.3)
- 2006年4月28日 改定 (封筒の古紙パルプ配合率について Version1.4)
- 2006年10月19日 改定 (下段表示の取り扱い Version1.5)
- 2007年4月1日 改定 (バージンパルプの合法性証明 Version1.6)
- 2007年6月8日 改定 (詰め替え用「テープ印字機等用カセット」に関する基準項目 Version1.7)
- 2007年10月5日 改定 (有効期限延長)
- 2008年7月1日 改定 (古紙パルプ配合率の証明方法、学用紙製品の古紙パルプ配合率など Version1.8)
- 2008年8月21日 改定 (環境法規の順守について Version1.9)
- 2008年11月25日 改定 (製品全体のカウント対象など Version1.10)
- 2009年5月1日 改定 (古紙パルプ配合率の定義について、有効期限延長 Version1.11)
- 2010年7月1日 改定 (封筒の窓部について Version1.12)
- 2011年3月1日 改定 (マーク表示について Version1.13)



2011年4月1日 改定(消しゴムの巻紙、ステープラについて Version1.14)

2011年11月1日 改定(布粘着テープ、鍵かけ、ダストブローの対象追加、ノート類  
の古紙パルプ配合率など Version1.15)

2012年10月1日改定(けい紙・起案用紙の白色度、抗菌剤について Version1.16)

2016年8月31日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表 1 文具の対象表 (1)

〔 〕内は、日本標準商品分類の番号

対象	申込区分	「消耗部分」または「粘着部分」の適用			個別事項	
		該当箇所	対象材料	適用する基準項目番号		
筆記具 [931]	万年筆 [9111]	万年筆 万年筆用の部品及び付属品	消耗部分 消耗部分	インク インク	(30) (31) (30) (31)	
	シャープペンシル [9312]	シャープペンシル	消耗部分	しん 消しゴム	(31)	
		シャープペンシル用しん	消耗部分	しん	(31)	
	ボールペン [9313]	油性 / 水性ボールペン	消耗部分	インク	(30) (31)	
		ボールペンの中しん	消耗部分	インク	(31)	
	付ペン [9314]	ペン先	-	-	-	
		ペン軸	-	-	-	
	鉛筆 [9315]	鉛筆 / 色鉛筆	消耗部分	しん 消しゴム	(31)	
		マーキングペン [9316]	油性 / 水性 / ボード用 / その他の マーキングペン	消耗部分	インク	(30) (31)(32)
カートリッジ	消耗部分		インク	(31)(32)		
その他の筆記具 [9319]	(複合筆記具など)	消耗部分	インク 又はしん	(30) (31)(32)		
筆記具関連品 [932]	筆記用インキ [9321]	青色・黒色・赤色インキ・ その他の筆記用インキ	消耗部分	インク	(30) (31)	
	白墨 [9322]	白墨 / 色白墨	消耗部分	本体	(31)	
	インクスタンド [9323]		-	-	-	
	その他の筆記具関連品 [9329]		-	-	-	
印章、朱肉、 スタンプ及び スタンプ台 [933]	印章 [9331]	木材印章 / プラスチック材印章 / その他の印章	消耗部分	インク	(30) (31)	消耗部分の基準適用については、インクが備え付けの場合のみとする。
	朱肉 [9332]		消耗部分	インク	(30) (31)	
	スタンプ [9333]	日付印 / アドレス用スタンプ / 科目印 / その他のスタンプ	消耗部分	インク	(30) (31)	回転ゴム印などのスタンプは「機能性事務用品」とみなす
	スタンプ台 [9334]		消耗部分	インク	(30) (31)	
事務用具 [934]	計算用事務用具 [9341]	計算尺 / 計算盤 / そろばん	-	-	-	
	図案製図用具 [9342]	製図板 / 製図器 / 定規 / その他の図案製図用具	-	-	-	
	一般事務用具 [9343]	鉛筆箱(筆入れ) / 手動吸取器 / 手動開封器 / 鉛筆削り器 / 手動鉛筆削り器 / あなあけ器及び千枚通し / はとめ及び小穴補強器 /	-	-	-	手動鉛筆削り器は機能性事務用品とみなす
		粘着テープディスペンサー / テープディスペンサー / テープカッター	粘着部分	粘着剤	(34)(35)	粘着部分の基準適用については、粘着テープが備え付けの場合のみとする。
	ステーブラ		-	-	-	「機能性事務用品」
	その他の 一般事務用品	連射式クリップ	消耗部分	クリップ	(30)	
		ステーブラー針リムーバー / クリップケース / 丸刃式紙裁断機 / カッティングマット / デスクマット / カードケース / 名札(机上用)名札(衣服取付型・ 首下げ型) / ペンスタンド / レターケース / トレー	-	-	-	紙裁断機は「機能性事務用品」とみなす
		モルトケース	消耗部分	海綿	(30)	天然のものは適用外
		紙めぐりクリーム	消耗部分	クリーム	(30) (31)	
		OA クリーナ(ウェット液)	消耗部分	ウェット クロス	(30)	消耗部分が使い捨て商品であるため、適用外(容器のみの認定)とする。
カッターナイフ		消耗部分	替刃	(30)		

\* 4 1 3 (30) は、消耗部分が交換可能な場合のみ、適用。

別表1 文具の対象表(2)

〔 〕内は、日本標準商品分類の番号

対象			申込区分	「消耗部分」または「粘着部分」の適用			個別事項
				該当箇所	対象材料	適用する基準項目番号	
紙製品 [935]  (木製、プラスチック製の場合も本分類にて対象)	事務用紙製品 [9351]	帳簿類	会計帳簿 / 印鑑簿 / スクラップブック / メモ帳 / 手帳 / アドレスブック / 名刺ホルダ / 日記帳 / 会計用ルーズリーフ / その他の帳簿類	-	-	-	
		伝票類	伝票及び単式仕切り書 / 複写簿 / 領収証 / その他の伝票類	-	-	-	
		封筒・包装袋	封筒 / 包装袋 / 手提袋	粘着部分	粘着剤 剥離紙	(34)(35)(36)	粘着部分の基準適用については、粘着剤が塗布してある場合のみ適用 ・手提げ袋の取っ手は、製品全重量から除く。
		事務用紙	けい紙 / フールスリップ / 事務用せん / 計算用紙 / 統計用紙 / 製図用紙 / その他の事務用紙	-	-	-	
		事務用カード		-	-	-	
		事務機械用紙		-	-	-	No.106「情報用紙」において対象とするフォーム用紙は除く
		とじこみ用品	ファイル / バインダ / ホルダ / 表紙類 / 用せんばさみ / その他のとじこみ用品	-	-	-	とじ具は製品全重量から除く
		その他の事務用紙製品	-	-	-		
	学用紙製品 [9352]	ノート類	ノート / 学習帳 / ルーズリーフ / レポート用紙 / その他のノート類	-	-	-	
		画用紙類	画用紙 (サイズに切ったもの) / スケッチブック / 図画帳 / 洋裁帳	-	-	-	
		原稿用紙 / 方眼紙 / 工作用紙 / 画板及び紙ばさみ / 折り紙 / その他の学用紙製品	-	-	-		
日用紙製品 [9353]	便箋 / アルバム写真コーナ及び写真台紙 (アルバム) / 慶弔袋及び金封 / かけ紙及びのし紙 / 荷札 / 包装紙 / 名刺台紙及びグリーティングカード / その他の日用紙製品	-	-	-	工用アルバムの場合、とじ具は製品全重量から除く。		
絵画用品及び書道用品 [938]	絵画用品 [9381]	画筆		-	-	-	
		絵の具		消耗部分	絵の具	(31)	
		クレヨン及びパス		消耗部分	クレヨン パス	(31)	
		ポスターカラー		消耗部分	ポスターカラー	(31)	
		その他の絵画用品		-	-	-	
	書道用品 [9382]	毛筆		-	-	-	
		墨	固形墨	-	-	-	認定対象外
			液墨	消耗部分	墨汁	(30)(31)	
すずり、筆立て及び水差し			-	-	-		
	書道用下敷 / 文鎮 / すずり箱		-	-	-	書道用下敷については、No.104 の対象とする。	
	書道用紙		-	-	-		

\*4 1 3 (30) は、消耗部分が交換可能な場合にのみ、適用。

別表 1 文具の対象表 (3)

[ ] 内は、日本標準商品分類の番号

対象	申込区分	「消耗部分」または「粘着部分」の適用			個別事項		
		該当箇所	対象材料	適用する基準項目番号			
その他の文具、紙製品、事務用品及び写真用品 [939]	事務用のり及び粘着テープ [9391]	事務用のり	事務用のり / 合成のり / 固形のり / テープのり	消耗部分	のり	(30) <sup>*</sup> (31)(32)	テープのりについては、本体に残る剥離基材も消耗部分とみなす。(32)については、有機溶剤を使用する場合のみ適用。
		粘着ラベル	宛名ラベル / コンピュータラベル / その他の粘着ラベル	粘着部分	粘着剤 剥離紙	(34)(35)(36)	インデックス、タックラベルなども含む
	消しゴム、プラスチック消し及びインキ消し [9392]	消しゴム	消しゴム	消耗部分	字消し材	(30) <sup>*</sup> (31)	消耗部分自体が製品本体であり、容器が不必要のものは消耗部分であっても 4 1 2-C が適用される (32)については、有機溶剤を使用する場合のみ適用
			プラスチック消し	消耗部分	字消し材	(30) (31)	
			インキ消し	消耗部分	液	(30) <sup>*</sup> (31) (32)	
	事務用クリップ・ピン・画びょう [9393]	事務用クリップ・ピン / 画びょう	-	-	-	-	ケースを含めて、対象とする。
	とじひも [9394]	-	-	-	-	-	繊維製の製品については、No.104 の対象とする。
	彫刻刀 [9395]	-	-	-	-	-	
	篆刻用品 [9396]	-	-	-	-	-	
	事務用修正液 [液状] [9397]	-	-	消耗部分	修正液	(30) <sup>*</sup> (31) (32)	(32)については、有機溶剤を使用する場合のみ適用
他に分類されない文具、紙製品、事務用品及び写真用品 [9399]	事務用修正具(テープ)	-	消耗部分	テープ	(30) <sup>*</sup> (31)	本体側に残る剥離基材も消耗部分とみなす。	
	黒板拭き / ホワイトボードイレーザ / マグネット(玉、バー) / メディアケース(FD・CD・MO 用) / マウスパッド / OA フィルター / OHP フィルム / テープ印字機専用カセット	-	-	-	-	-	繊維製の製品については、No.104 の対象とする。
	付箋紙	-	消耗部分	テープ	(33)	「機能性事務用品」 本体側に残る剥離基材も消耗部分とみなす。	
日本標準商品分類「中分類 93 文具、紙製品、事務用品及び写真用品」に属さない製品							
ブックスタンド [8324]	-	-	-	-	-		
卓上カレンダー [92155・92315] 卓上カレンダー以外の紙製カレンダーについては、No.120「紙製の印刷物」において対象とする。	-	-	-	-	-		
額縁(写真立て)・パネル [85542]	-	-	-	-	-	「機能性事務用品」	
リサイクルボックス [8599]	-	-	-	-	-		
はさみ [6814]	-	-	-	-	-	「機能性事務用品」	
粘着テープ [258] (製本テープ・両面テープなど) 紙製包装用粘着テープ・紙ガムテープについては、No.114「紙製の包装用材」において対象とする。	-	-	粘着部分	粘着剤 剥離紙	(34)(35)(36)	(36)については、剥離紙を使用する場合のみ適用	
グラウンド用白線	-	-	消耗部分	粉体	(31)		
鍵かけ(フックを含む。扉なしタイプ)	-	-	-	-	-		
ダストブロー(本体)	-	-	-	-	-		

\* (30) は、消耗部分が交換可能な場合にのみ、適用。

別表2 アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	o-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	p-クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	p-クレシジン	120-71-8
15	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
16	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
17	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
18	o-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルエンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	o-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

別表3 「4 1 2 B(19)」に規定する化学物質リスト

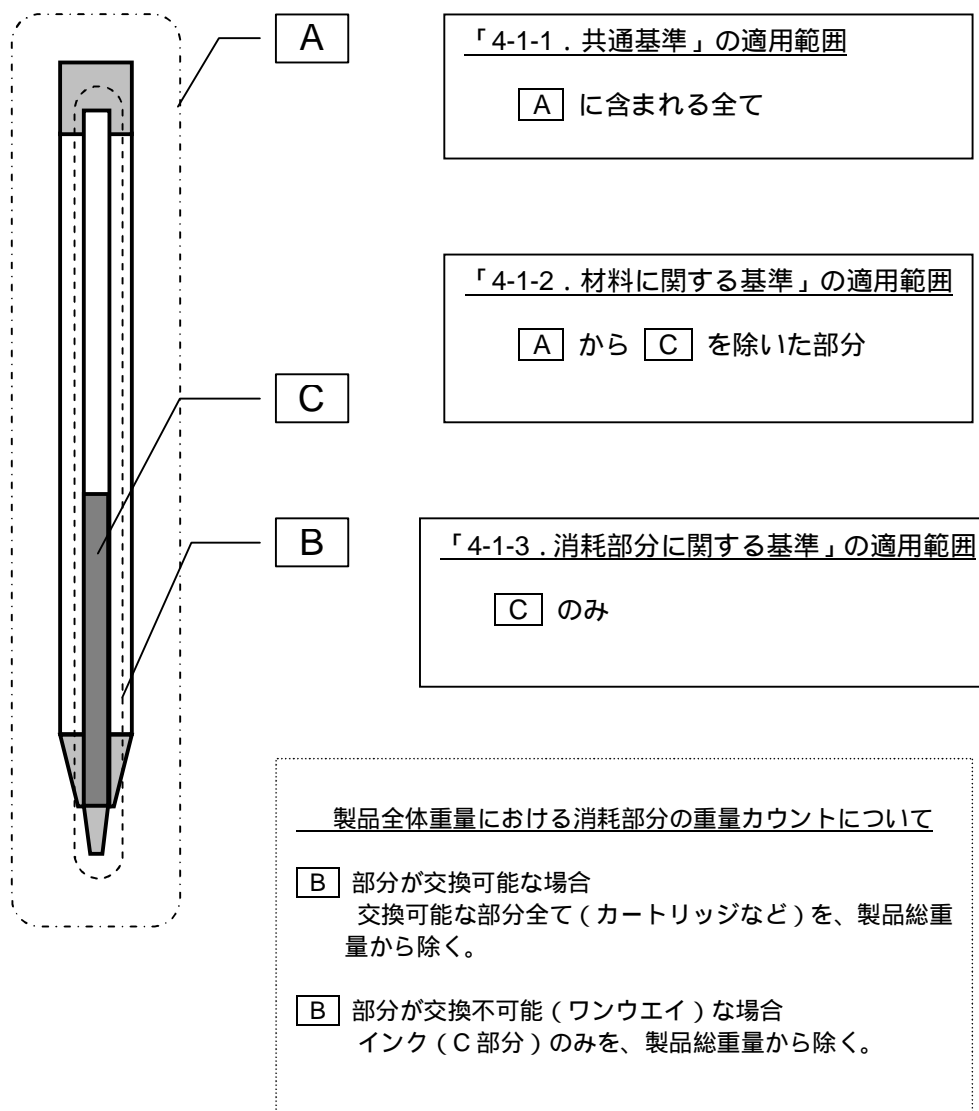
物質名	基準値
カドミウム 水銀 六価クロム 鉛	0.06%以下 合計 0.1%以下
ヒ素	処方構成成分として添加のないこと。
アンチモン	処方構成成分として添加のないこと。
トリブチルスズ	処方構成成分として添加のないこと。
トリフェニルスズ	処方構成成分として添加のないこと。

別表4 国連環境計画で挙げられている残留性有機化学物質

DDT	トキサフェン	ヘプタクロール
ディルドリン	ダイオキシン類	マイレックス
クロルデン	アルドリン	ポリ塩化ビフェニール類
ヘキサクロロベンゼン	エンドリン	フラン類

環境に関する基準の適用範囲例 : 「ボールペン」

ボールペンの場合は、環境に関する基準として「4-1-1. 共通基準」「4-1-2. 材料に関する基準」「4-1-3. 消耗部分に関する基準」が適用される。(下図)



添付図 1

環境に関する基準の適用範囲例 : 「粘着ラベル」

粘着ラベルの場合は、環境に関する基準として「4-1-1. 共通基準」「4-1-2. 材料に関する基準」「4-1-4. 粘着部分に関する基準」が適用される。(下図)

「4-1-1. 共通基準」の適用範囲

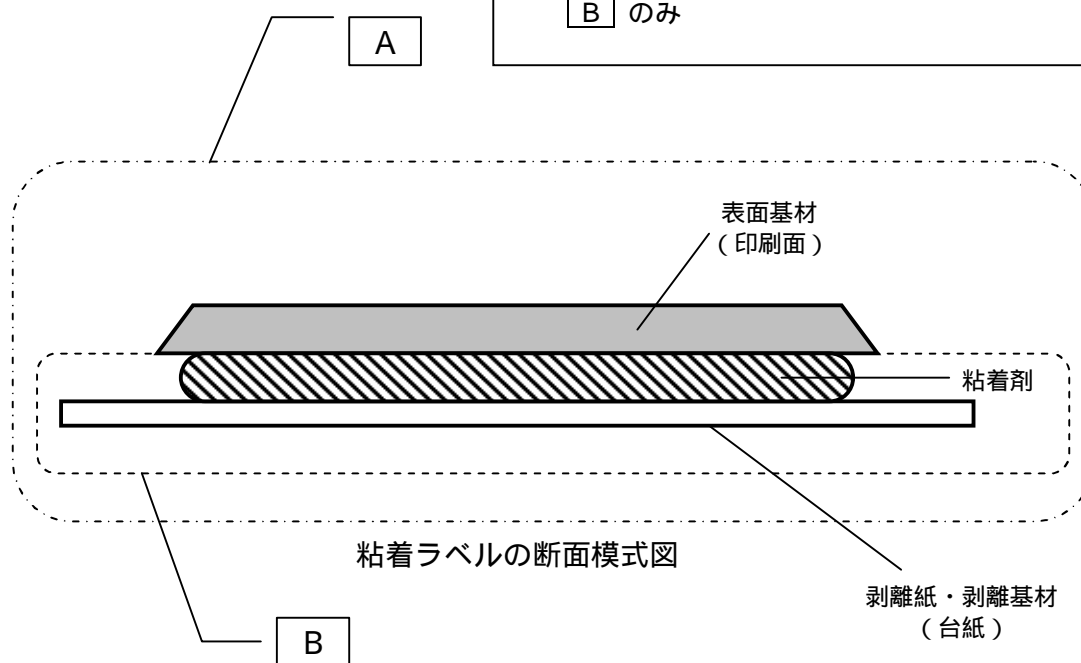
[A] に含まれる全て

「4-1-2. 材料に関する基準」の適用範囲

[A] から [B] を除いた部分

「4-1-3. 粘着部分に関する基準」の適用範囲

[B] のみ



製品全体重量における粘着部分の重量カウントについて

[B] 部分を、製品総重量から除く。

添付図 2